



令和6年11月14日
愛媛県警察

犯罪実行者募集情報に応募している人へ

(みなさんへ)

いわゆる「闇バイト」は、アルバイトではなく、紛れもない犯罪行為です。

犯罪者グループは、約束の報酬を元から支払うつもりはなく、応募者は「使い捨て」要員です。

最初は簡単な案件を紹介されて報酬が支払われたとしても、それは「あなた」を信用させるための「餌」です。その後、凶悪な犯罪に加担するよう求めてきます。要求を断ったり、離脱しようとしたりすると、入手した個人情報に基づき執拗に脅迫し、恐怖心を植え付けて離脱を阻止し、「あなた」が警察に逮捕されるまで利用し続けます。

少しでも怪しいと思う募集情報には一切応募しないでください。

(犯罪と分かっている人へ)

中には、犯罪かもしれないと思いながら応募する人もいます。「ホワイト案件」「荷物運び」などといった募集の言葉を理由に、犯罪行為ではないと「あなた」は「あなた」自身に言い訳をしていませんか。知らなかったという言い訳は警察には通用しません。警察は必ず捕まえます。逃げることはできません。

強盗を指示されて、人を負傷させたときは「無期又は6年以上の懲役」(強盗致傷罪)、人を死亡させたときは「死刑又は無期懲役」(強盗致死罪)となります。また、「銀行口座を開設して売り渡す」「スマートフォンを契約して売り渡す」行為も犯罪です。その後、預貯金口座などを利用できなくなるなど、これまでの日常生活が一変します。

勇気を持って引き返し、警察に相談した事例を紹介します。

～指示に従わなかったとして相手から脅された事例～

- 「Instagram」で知り合った相手から「シグナル」に誘導され「受け子・出し子」の指示を受けるも、指示に従わなかったことで、指示役から電話で脅され、親族にも着信があり怖くなった。
- 地元の先輩から「Instagram」を通じて高額バイトを紹介され、「シグナル」のインストールを求められた。シグナルで紹介された相手方から個人情報の送付を求められたので断ったところ、「探しに行くぞ」などと言われた。

～個人情報を握られたことで相手から脅された事例～

- 「X」で「高額収入」と書かれた投稿を見て「シグナル」に誘導され、氏名や住所、生年月日、携帯電話番号、免許証の写真等を送信。相手から仕事の誘いがあったが、仕事の内容から犯罪になると思い、断り続け、「シグナル」等のアプリをアンインストールしたところ、「LINE」で「お前、逃がさないからな。」といったメッセージと自分の個人情報が全て送られてきたことから怖くなった。
- インターネット上の副業サイトに応募し、「LINE」でやりとりしている中で「テレグラム」に誘導された。その後、相手方とのテレグラムのやりとりを削除したところ、「個人情報は分かっている」などとメッセージが送られてきた。

～相手から現金を要求された事例～

- 「Instagram」で紹介を受けた相手から「荷物運び」をあっせんされたが、闇バイトではないかと怖くなり、辞めたいと伝えたところ、相手から現金を支払えと脅された。

～犯罪ではないかと思い相談した事例～

- 「Instagram」で「高額バイト」を検索し、相手方から接触があったため、その後のやりとりは「テレグラム」に移行した。その後、闇バイトのニュースを見て「自分も犯罪者になるかもしれない」と思った。
- 「Instagram」で「小遣い稼ぎ」の仕事に応募し、仕事内容の説明を受けたところ、犯罪ではないかと不安になった。

犯罪に加担しながらも、より凶悪な犯罪に加担する前に引き返したケースもあります。いつの段階であっても、警察に相談することが「あなた」や家族を救うことになります。警察は相談を受けた「あなた」や「あなたの家族」を確実に保護します。一刻も早く警察に相談してください。

相談は最寄りの警察署
または
警察相談専用電話「#9110」「089-931-9110」

